

第 72 条例、規則関係

1 足立区防災会議条例

昭和 38 年 7 月 10 日
条例 第 10 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、足立区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 足立区（以下「区」という。）地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつてあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が任命又は委嘱する。
 - (1) 法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関の職員
 - (2) 区議會議員
 - (3) 都知事及び区長の部内の職員
 - (4) 警視庁及び消防庁の職員
 - (5) 陸上自衛隊第 1 師団の隊員
 - (6) 区の教育委員会の教育長及び職員
 - (7) 区の議会事務局の職員
 - (8) 消防団長
 - (9) 法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関又は同条第 6 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (11) 区内に居住する者（前各号に掲げる者を除く。）
- 6 前項の委員の総数は 70 人以内とする。
- 7 第 5 項第 9 号から第 11 号までの委員の任期は 2 年とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、前条第 5 項第 9 号に掲げる機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから区長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(中間省略)

附 則(平成12年3月31日条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月29日条例第23号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月16日条例第8号)

この条例は、交付の日から施行する。

付 則(平成20年6月26日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月21日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年12月25日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 足立区災害対策本部条例

昭和38年7月10日
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、足立区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。
2 部に部長を置く。
3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年6月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月21日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 足立区災害対策本部条例施行規則

昭和52年8月1日規則第30号

足立区災害対策本部条例施行規則を公布する。

足立区災害対策本部条例施行規則

東京都足立区災害対策本部条例施行規則（昭和38年東京都足立区規則第3号）の全部を次のように改正する。

（本部長室の所掌事務）

第1条 本部長室は、次の事項について足立区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示に関すること。
- (4) 災害救助に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか災害対策に関すること。

（本部長室の構成）

第2条 本部長室は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- (4) 災害対策本部副本部員（以下「副本部員」という。）

（本部長）

第3条 本部長は、区長があたる。

（副本部長）

第4条 副本部長は、副区長及び教育長をもつて充てる。

2 足立区災害対策本部条例（昭和38年足立区条例第11号）第3条第2項の規定による職務の代理は、次の順序により行う。

- (1) 副区長である副本部長
- (2) 教育長である副本部長

（本部員）

第5条 本部員は、部長の職にある者、広報室長、総合防災対策室長、建築室長、会計管理室長及

び区議会事務局長をもつて充てる。

(副本部員)

第6条 副本部員は、次の各号に掲げる職にある者及び本部長又は本部員が必要と認める者をもつて充てる。

- (1) 政策経営部政策経営課長
- (2) 政策経営部財政課長
- (3) 政策経営部広報室長付報道広報課長
- (4) 総務部総務課長
- (5) 総務部秘書課長
- (6) 総務部人事課長
- (7) 危機管理部危機管理課長
- (8) 危機管理部総合防災対策室長付災害対策課長
- (9) 施設営繕部中部地区建設課長
- (10) 施設営繕部庁舎管理課長
- (11) 区民部課税課長
- (12) 地域のちから推進部地域調整課長
- (13) 産業経済部産業政策課長
- (14) 福祉部福祉管理課長
- (15) 衛生部衛生管理課長
- (16) 環境部環境政策課長
- (17) 都市建設部企画調整課長
- (18) 都市建設部建築室長付建築調整課長
- (19) 教育指導部教育政策課長
- (20) 学校運営部学校支援課長
- (21) 子ども家庭部子ども政策課長

(部の分掌事務等)

第7条 部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本部長は、災害の状況に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。

政策経営部

- 1 災害復旧・復興計画に関すること。

- 2 災害対策の予算に関すること。
- 3 災害の広報に関すること。
- 4 被災者の救護相談の統括に関すること。
- 5 報道機関との連絡に関すること。
- 6 電子計算機器の復旧に関すること。

総務部

- 1 職員の非常時配備体制に関すること。
- 2 救護食糧及び救援物資の調達及び配分計画に関すること。
- 3 応急対策用物資、車両、舟艇等の調達に関すること。
- 4 職員の動員数の把握に関すること。
- 5 職員の給食に関すること。
- 6 一般ボランティアの受入・支援に関すること。
- 7 職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること。
- 8 災害視察団の応接に関すること。

危機管理部

- 1 災害対策本部の運営に関すること。
- 2 災害情報の収集、伝達及び統轄に関すること。
- 3 防災会議の開催に関すること。
- 4 防災関係機関及び各部との連絡調整に関すること。

施設営繕部

- 1 災害対策本部施設（本庁舎）の復旧に関すること。
- 2 区施設の災害応急復旧に関すること。
- 3 区立の学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。

区民部

- 1 救護物資及び義援品の受領に関すること。
- 2 救護物資、飲料水及び義援品並びに避難者の輸送に関すること。
- 3 死体埋火葬許可書の発行に関すること。

地域のちから推進部

- 1 区内の被害状況の情報収集及び調査に関すること。
- 2 避難行動要支援者の対応に関すること。

- 3 地域のちから推進部施設利用者の救護応急対策に関すること。
- 4 遺体の収容及び埋葬に関すること。
- 5 文化財の保護に関すること。
- 6 義援金の受領並びに見舞金の支給及び配布に関すること。
- 7 り災証明のための調査及びり災証明の発行に関すること。
- 8 各種民間団体との連絡調整に関すること。
- 9 がれき処理の申請受付に関すること。
- 10 応急給水に関すること。

産業経済部

- 1 区内企業（団体）との連絡調整に関すること。
- 2 中小企業者の災害時特別融資に係る事務に関すること。
- 3 食品団体との連絡調整に関すること。

福祉部

- 1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容、統括に関すること。
- 3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。
- 4 生活保護者等の実態調査に関すること。
- 5 避難行動要支援者の対応に関すること。
- 6 福祉部施設利用者の救護応急対策に関すること。
- 7 応急給水に関すること。

衛生部

- 1 医療部の管理、運営及び統括に関すること。
- 2 医療機関との連絡調整に関すること。
- 3 医薬品の調達に関すること。
- 4 被災地の消毒及び薬剤散布に関すること。
- 5 医療救護所等の設置及び管理に関すること。
- 6 災害地における食品販売等の衛生監視に関すること。
- 7 乳幼児救護及び助産に関すること。
- 8 感染症予防に関すること。
- 9 衛生検査に関すること。

10 医療相談所の設置及び管理に関すること。

環境部

- 1 ごみ処理に関すること。
- 2 し尿処理に関すること。
- 3 がれき処理に関すること。

都市建設部

- 1 水防本部に関すること。
- 2 水防情報の総括と指令の伝達に関すること。
- 3 水防機関との連絡に関すること。
- 4 土木施設等の応急対策計画及び復旧計画に関すること。
- 5 水防時における河川・水路の定点観測及び応急復旧に関すること。
- 6 水防時における区内の状況調査に関すること。
- 7 震災時における土木施設の被害情報の収集に関すること。
- 8 道路啓開に関すること。
- 9 救出部の管理、運営及び統括に関すること。
- 10 被災家屋からの救出及び遺体の捜索、搬送に関すること。
- 11 応急給水に関すること。
- 12 建築物応急危険度判定に関すること。
- 13 被災住宅の応急処理及び一時住宅のあっ旋に関すること。
- 14 応急仮設住宅の建設に関すること。
- 15 応急仮設住宅の入居に関すること。
- 16 災害復旧・復興計画に関すること。

出納部

- 1 災害対策に必要な物品及び現金の出納に関すること。

教育指導部

- 1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関すること。
- 2 区立学校の救護応急対策に関すること。
- 3 応急教育に関すること。
- 4 学校所属職員の応援体制に関すること。
- 5 避難所の運営に関すること。

6 教育相談に関すること。

学校運営部

- 1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関すること。
- 2 区立学校の救護応急対策に関すること。
- 3 学校所属職員の応援体制に関すること。
- 4 被災児童生徒の学用品の給与に関すること。
- 5 避難所の運営に関すること。
- 6 教育相談に関すること。

子ども家庭部

- 1 区立認定こども園及び区立保育園の被害情報収集及び連絡調整に関すること。
- 2 区立認定こども園及び区立保育園の救護応急対策に関すること。
- 3 保育相談に関すること。

議会部

- 1 区議会との連絡調整に関すること。
- 2 部に副部長を置くことができる。
- 3 部に隊を置き隊に隊長を置く。この場合においては、隊に副隊長を置くことができる。
- 4 部及び隊の編成並びに隊の隊長及び副隊長は、次条第1項に規定する計画で定めるものとする。
- 5 部に属する隊の分担業務は、部長が定める。
- 6 部及び隊に属すべき本部の職員は、部、隊に対応する通常の行政組織に所属する職員とする。

(部計画の作成)

第8条 部長は、部の分掌事務について、予め業務計画及び動員計画を作成し、災害時における活動態勢を確立しておかなければならない。

2 部長は、前項により作成した計画の内容及び前条第5項により決定した隊の分担業務を、総務部長に通知するものとする。計画又は分担業務を変更した場合も同様とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日規則第34号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年4月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成15年3月31日規則第49号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年4月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年7月13日から施行する。

付 則 (平成20年4月1日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年3月31日規則第15号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日規則第40号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年6月3日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年3月31日規則第69号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年5月19日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年6月13日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第38号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

4 足立区災害対策条例

目次

第1章 総則

第1節 目的等(第1条・第2条)

第2節 区長の責務(第3条—第8条)

第3節 区民の責務(第9条)

第4節 事業者の責務(第10条)

第2章 予防対策

第1節 災害に関する研究、公表等(第11条)

第2節 災害に強いまちづくりの推進(第12条)

第3節 建築物等の安全の確保(第13条—第17条)

第4節 火災の防止等(第18条—第21条)

第5節 防災広報及び防災教育(第22条・第23条)

第6節 防災組織(第24条—第26条)

第7節 地域における相互支援ネットワークづくり(第27条)

第8節 ボランティアへの支援(第28条)

第9節 要援護者に対する施策(第29条)

第10節 防災訓練(第30条・第31条)

第11節 区民等の意見(第32条)

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備(第33条—第35条)

第2節 避難(第36条—第39条)

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第40条)

第4節 帰宅困難者対策(第41条・第42条)

第4章 復興対策(第43条)

第5章 委任(第44条)

付則

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この条例は、地震、水害等による自然災害に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「災害対策」という。)に関し、区民、事業者及び足立区(以下「区」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(基本理念)

第2条 前条の目的を実現するため、自らの生命は自らが守るという自助の考え方及び地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助の考え方を持つ区民並びに公助の役割を果たす区は、それぞれの責務と役割を明確にし連携を図りながら、災害対策の充実及び強化に努めていくことを基本理念とする。

第2節 区長の責務

(基本的責務)

第3条 区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 前項の目的を達成するため、区長は災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)の計画(以下「災害対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。
- 3 災害対策事業計画の策定に当たっては、区民、事業者及びボランティア(以下「区民等」という。)並びに第24条及び第25条に規定する防災組織の意見を聞くよう努めなければならない。

(区民及び事業者に対する指導等)

第4条 区長は、災害対策事業計画の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が自主的に行う災害対策活動に対し、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第5条 区長は、ボランティアが自主的に行う災害対策活動に対し、支援及び協力を行なわなければならない。

(区民等への助成)

第6条 区長は、区民等が行う災害対策活動に対し、必要な助成を行うことができる。

(東京都及び区市町村との連絡調整)

第7条 区長は、災害対策事業の円滑な実施を図り、首都北東部の機能を維持するため、東京都(以下「都」という。)及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、都及び関係する区市町村が実施する災害対策事業に対し支援及び協力を行なわなければならない。

(協力要請)

第8条 区長は、災害対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体及び公共的団体等(以下「地方公共団体等」という。)の協力が必要と認めるときは、当該地方公共団体等に対して協力を要請しなければならない。

2 他の地方公共団体の災害対策事業につき協力の要請があったときは、区長は、これに応じなければならない。

第3節 区民の責務

第9条 区民は、災害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 洪水予報等の水害に関する情報の収集
- (6) 建築物その他工作物の水害に対する備え
- (7) 飲料水及び食糧の確保
- (8) 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 区民は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自

発的に災害対策活動に参加するよう努めなければならない。

第4節 事業者の責務

第10条 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関して災害の拡大を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

第2章 予防対策

第1節 災害に関する研究、公表等

第11条 区長は、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他災害に関する事項について、都、国及び防災関係機関の協力を得て、調査及び研究を行わなければならない。

- 2 区長は、前項の調査及び研究の成果を、積極的に災害対策に反映させるとともに、区内に公表しなければならない。
- 3 区長は、前項に規定するもののほか、災害対策事業計画その他災害対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第12条 区長は、安心して生活できる災害に強い安全なまちづくりを推進するため、都及び国と協力し、地域防災総合計画を策定しなければならない。

- 2 区長は、都及び国と協力し、前項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第3節 建築物等の安全の確保

(一般建築物の耐震性等の確保)

第13条 区長は、一般建築物（次条に定める特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第14条 区長は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他区長が必要と認める建築物の耐震性及び耐火性を確保するため、特に区長が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは建築物の所有者等をして行わせ、又は必要があると認めるときは、当該建築物の改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第15条 区長は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は施設管理者等をして努めさせなければならない。

- (1) 震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる本庁舎及びその他の区の施設
- (2) 震災時に被災者の一時受入施設となる学校及びその他の区の施設

(公共施設等の安全の確保)

第16条 区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに付属する施設の耐震性、耐火性等を強化するとともに、定期的に点検を行い、当該施設の安全確保に努めなければならない。

(落下物の防止)

第17条 区長は、地震等により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等の危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

第4節 火災の防止等

(火災の防止)

第18条 区長は、災害による火災の発生及びその拡大を防止するため、都と連携を図

り、必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第19条 区民は、火気を使用するときは、出火を防止するため常時監視するとともに、災害時の出火に備えて消火器等を配備し、出火に際しては初期消火に努めなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第20条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 区長は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、都と連携し、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第21条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

第5節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第22条 区長は、都と連携を図り、防災に関する広報活動を積極的に実施し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育等)

第23条 区長は、都と連携を図り、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、防災組織、地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて防災知識の普及に努めなければならない。

第6節 防災組織

(防災区民組織)

第24条 区長は、地域の自主的な防災区民組織を育成するため、支援及び協力をを行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第25条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第26条 区長は、第24条に規定する防災区民組織及び前条に規定する施設の防災組織の活動の促進を図るため、これらの組織における防災リーダー（災害対策活動について適切な指示を与える等中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めるとともに、防災関係機関が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第7節 地域における相互支援ネットワークづくり

第27条 区長は、災害時に支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク（区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第8節 ボランティアへの支援

第28条 区長は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、都と連携を図り、資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 区長は、都と連携を図り、専門ボランティアの育成に努めなければならない。

第9節 要援護者に対する施策

第29条 区長は、高齢者、障害者、外国人等災害時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第30条 区長は、都及び防災関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害

を受けたときの補償については、規則で定める。

(防災組織の訓練)

第31条 第24条及び第25条に規定する防災組織の長は、災害の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

第11節 区民等の意見

第32条 区民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、災害時に危険性のあるものについて区長に意見を述べることができる。

2 区長は、前項の規定により区民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第33条 区長は、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水施設及び資器材等の備蓄施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第34条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、災害時に的確な情報を区民等に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第35条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体等及び防災関係機関等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第2節 避難

(避難場所の確保及び一時集合場所の指定)

第36条 区長は、災害時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、あらかじめ都と協議し、広域的な避難場所を確保しなければならない。

2 区長は、地域住民と協議し広域的な避難場所に集団で避難するための一時集合場所をあらかじめ指定しなければならない。

(避難路の整備及び沿道の不燃化)

第37条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の整備に努めなければならない。

2 区長は、避難路の周辺にある建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第38条 区長は、都と連携を図り、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならぬ。

(車両による避難の禁止)

第39条 区民は、災害時に避難する時は、路上の混乱と危険を防止するため道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

2 災害時に走行中の車両の運転者は、当該災害時に行われる交通規制を厳守しなければならない。

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第40条 区長は、災害時において、被災者の救出及び救助並びに区民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 区長は、前項の土地及び家屋の利用について利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、区長は、都及び国との調整に努めなければならない。

第4節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第41条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により来店し、若しくは来所する者で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、災害時における帰宅に係る安全を確保するために、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を講ずるよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第42条 区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ近隣の区市町村と連携を図り、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう努めなければならない。

第4章 復興対策

第43条 区長は、災害により重大な被害を受けた場合、都、国及び防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。

2 震災の発生前の震災復興に関する対策及び被災後の復興事業については、別に条例で定める。

第5章 委任

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

5 足立区災害対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区災害対策条例（平成13年足立区条例第60号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(災害対策事業計画)

第2条 条例第3条第2項に規定する災害対策事業計画とは、足立区基本計画における災害対策に関する各計画をいう。

(地域防災総合計画)

第3条 条例第12条第1項に規定する地域防災総合計画とは、防災まちづくり計画、地域防災計画及び防災コミュニティ計画を統合した計画をいう。

(重要建築物の種類)

第4条 条例第15条第1号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。
ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

- (1) 区民事務所
- (2) 福祉事務所
- (3) 保健総合センター
- (4) 清掃事務所
- (5) 工事事務所
- (6) 備蓄倉庫
- (7) その他区長が指定する施設

2 条例第15条第2号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。
ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

- (1) 地域防災計画で定める第2次避難所
- (2) 住区センター
- (3) 児童館
- (4) 老人館
- (5) 保育園
- (6) その他区長が指定する施設

(落下物の安全基準)

第5条 条例第17条に規定する防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条の定めるところによる。

(防災訓練の範囲)

第6条 条例第30条第1項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 足立区（以下「区」という。）又は区内の消防機関の主催する防災訓練
- (2) 区内の自主防災組織が自主的に行う防災訓練で、区又は区内の消防機関に訓練計画書の届出があったもの
- (3) 前2号に準ずる方法により実施する防災訓練で、区内の町会、自治会等が参加するもの

(災害補償の実施)

第7条 区長は、条例第30条第2項の規定に基づき前条各号の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練に起因する事故（以下単に「事故」という。）により死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合（疾病を除く。）は、災害補償を受けるべき者又は遺族（以下「被害者」という。）に対し、災害補償を支給する。

(災害補償の種類)

第8条 前条の規定により区長が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 入院療養補償
- (2) 通院療養補償
- (3) 休業補償
- (4) 後遺障害一時金
- (5) 死亡一時金

(災害補償の金額)

第9条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償の要件及び金額は、別表第1のとおりとする。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて支給する場合には、31万5,000円を限度とする。

(後遺障害一時金)

第10条 後遺障害一時金は、第6条各号の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して180日以内で、かつ、事故発生の日から起算して1年6箇月以内において、別表第2に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に応じた等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の2つ以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対する等級による。

2 事故発生の日から起算して1年6箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第2に定める後遺障害があるため区長が補償を行う必要があると認めたと

きは、1年6箇月を経過する日の前日に当該障害が固定したものとみなし、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「1年6箇月」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、当該規定の例により算出した金額から加重前の障害に対応する当該規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

(死亡一時金)

第11条 死亡一時金は、第6条各号の防災訓練に参加した者が、事故を原因として事故発生日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合に、その遺族（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第8条の規定において「遺族補償年金」を「死亡一時金」と、「非常勤消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は700万円とする。

(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)

第12条 第6条各号に規定する防災訓練に参加するため、防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった者については、第9条から第11条までの規定を準用する。ただし、支給する金額は、当該規定により算出した金額の2分の1を限度として区長が定めるものとする。

(災害補償金計算の特例)

第13条 正当な理由がなくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、第9条から第12条までの規定を適用する。

- 2 事故等（事故及び第12条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等の発生後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病的影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、第9条から第12条までの規定を適用する。
- 3 区長は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

(防災訓練に係る災害補償の認定)

第14条 第6条各号に規定する防災訓練において事故等が発生した場合には、当該

訓練の主催者若しくは被害者は、事故等の発生日から 7 日以内に区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査し、災害補償の対象になると決定したときは、被害者に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

(災害補償の請求及び決定)

第15条 災害補償を受けようとする者は、前条第2項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の補償区分に応じて当該各号の定めるところにより、区長に速やかに補償の請求を行わなければならない。

- (1) 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。
- (2) 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。
- (3) 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき又は事故等の発生日から起算して 180 日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

2 区長は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に通知しなければならない。

(土地及び家屋の利用計画)

第16条 条例第40条第2項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

- (1) 救出及び救助活動
- (2) 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸
- (3) ボランティアの活動
- (4) 生活物資の集積及び輸送
- (5) 公営住宅等の建設
- (6) その他区長が必要と認める事項

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 災害補償の金額（第9条関係）

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
1 入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	3,500円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が90日を超えるときは90日とする。
2 通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に1週間以上通院したとき。	2,500円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して90日以内の通院に限る。
3 休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	3,000円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後5時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が、90日を超えるときは90日とする。

備考 災害補償の要件で「1週間以上通院したとき」とは、実際の通院日数ではなく、治癒するまでの期間をいう。

別表第2 災害補償後遺障害等級表（第10条関係）

等級	金額	後遺障害の程度
第1級	700万円	1 両眼が失明したもの 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 3 両眼の視力が0.02以下になったもの 4 咀嚼そしやく及び言語の機能を廃したもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 7 両上肢しを腕関節以上で失ったもの 8 両上肢しの用を全廃したもの 9 両下肢しを足関節以上で失ったもの 10 両下肢しの用を全廃したもの
第2級	550万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 両眼の視力が0.06以下になったもの 3 咀嚼そしやく又は言語の機能を廃したもの 4 咀嚼そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 7 両耳の聴力を全く失ったもの 8 1上肢しのひじ関節以上で失ったもの 9 1下肢しのひざ関節以上で失ったもの 10 両手の手指の全部を失ったもの 11 両手の手指の全部の用を廃したもの

		12 両足をリストラン関節以上で失ったもの
第3級	400万円	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 両眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5 咀嚼そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 脊せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの</p> <p>9 1上肢しを腕関節以上で失ったもの</p> <p>10 1上肢しの用を全廃したもの</p> <p>11 1上肢しの3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>12 1下肢しを足関節以上で失ったもの</p> <p>13 1下肢しの用を全廃したもの</p> <p>14 1下肢しの3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>15 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの</p> <p>16 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第4級	300万円	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>3 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>7 脊せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>8 1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指を含み2の手指を失ったもの</p> <p>10 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>11 1手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの</p> <p>12 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>13 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>14 1上肢しに仮関節を残すもの</p> <p>15 1上肢しに仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>16 1上肢しの3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>17 1下肢しを5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>18 1下肢しに仮関節を残すもの</p> <p>19 1下肢しに仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>20 1下肢しの3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>21 1足の足指の全部を失ったもの</p> <p>22 女子の外貌ぼうに著しい醜状を残すもの</p> <p>23 両側の睾こう丸を失ったもの</p> <p>24 脾ひ臓又は1側の腎じん臓を失ったもの</p>

第5級	200万円	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの</p> <p>3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 1眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀嚼そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>8 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>9 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>10 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>11 14歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの</p> <p>12 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>13 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>14 1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>15 1手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>16 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの</p> <p>17 1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>18 1下肢しを3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>19 1下肢しの3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>20 1上肢しの3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>21 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</p> <p>22 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>23 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>24 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第6級	130万円	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>4 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>6 7歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>9 耳の耳殻かくの大部分を欠損したもの</p> <p>10 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>11 脊せき柱に奇形を残すもの</p> <p>12 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>13 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>14 1上肢しの3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>15 1手の中指又は薬指を失ったもの</p> <p>16 1手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>17 1手の中指又は薬指の用を廃したもの</p>

		<p>18 1下肢しの3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>19 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの 又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>20 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>21 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>22 局部に頑がん固な神経症状を残すもの</p> <p>23 男子の外貌ぼうに著しい醜状を残すもの</p> <p>24 女子の外貌ぼうに醜状を残すもの</p>
第7級	70万円	<p>1 1眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの</p> <p>3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>4 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 3歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの</p> <p>6 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度 になったもの</p> <p>7 上肢しの露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>8 1手の小指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>10 1手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>11 1手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>12 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>13 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなった もの</p> <p>14 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>15 1下肢しを1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>16 下肢しの露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>17 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>18 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃 したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p> <p>19 1足の第3足指以下の1又は2足指の用を廃したもの</p> <p>20 局部に神経症状を残すもの</p> <p>21 男子の外貌ぼうに醜状を残すもの</p>

6 足立区緊急災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間、休日等の勤務時間外に足立区（以下「区」という。）に地震が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づき、足立区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されるまでの間、緊急に対応するため、区内又は区の近隣に住所を有し、短時間に参集することができる区職員（以下「参集職員」という。）をもって組織する足立区緊急災害対策本部（以下「緊対本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緊対本部の設置)

第2条 緊対本部は、夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5弱以上を観測した場合又は区が設置した震度計が5弱以上を記録した場合に設置されるものとする。

(緊対本部の組織)

第3条 緊急災害対策本部長（以下「緊対本部長」という。）は、副区長をもって充てる。

2 副区長に事故があるとき又は副区長が欠けたときは、次の順序により割り当てられた者が緊対本部長の職務を代理する。

- (1) 教育長（区外に住所を有する場合は除く。）
- (2) 危機管理部長
- (3) 総合防災対策室長
- (4) 危機管理部長経験者、危機管理室長経験者又は総合防災対策室長経験者
- (5) 災害対策課長経験者の部長級職員
- (6) 危機管理課長経験者の部長級職員
- (7) 区内に住所を有する部長級職員で、組織順の上位にあるもの

3 緊対本部員は、毎年度、名簿をもって通知することにより指定するものとし、翌年度の名簿が通知されるまでの間は、4月1日以降も前年度に通知した体制によるものとする。

4 次条に定める参集場所ごとに統括者1名及び統括者を補佐する副統括者を数名置く。

(参集場所)

第4条 参集場所は、次に掲げるものを除き、参集する職員の自宅近隣の区民事務所（ただし、千住区民事務所については千住庁舎（足立区千住仲町19番3号））とし、参集する区民事務所は、危機管理部長が指定する。

- (1) 緊対本部長、危機管理部職員及び災害対策課が指定する職員にあっては、防災センター（本庁舎南館7階）

- (2) 区民事務所職員にあっては、所属の区民事務所

(管轄区域)

第5条 各参集場所の管轄区域は、おおむね別表のとおりとする。

(所掌事務)

第6条 各区民事務所（千住庁舎を含む。）に参集する職員は、次に掲げる事務に従事し、危

機管理部職員及び災害対策課が指定する職員は、緊対本部長の指示を受け活動する。

- (1) 第4条に規定する参集場所への参集
- (2) 災害情報の収集・伝達
- (3) 被害状況の調査確認
- (4) 区防災無線の開局
- (5) 災害対策本部の設置準備
- (6) 緊急救助活動
- (7) 区が設置した学童保育室の安全確保
- (8) その他、緊対本部長が必要と認めて指示する事項

2 統括者及び副統括者のほか、参集場所の最も近くに居住する参集職員は、参集場所の鍵を所持し、第2条の規定により緊対本部が設置されるときには、遅滞なく参集する施設の開錠を行うものとする。

(緊対本部の解除等)

第7条 緊対本部は、次の場合に解除されるものとする。

- (1) 災害対策本部が設置され、緊対本部に属していた職員が災害対策本部の指揮下に入ることとなり、災害対策本部長の解除の指示があった場合
- (2) 災害等の状況により設置の必要がなくなり、緊対本部長の解除の指示があった場合

(指定除外)

第8条 次に掲げる者は、緊対本部から除くものとする。

- (1) 第3条第2項の規定により緊対本部長の職務代理者に割り当てられた者を除く副参事以上の職にある職員
- (2) 区民事務所長
- (3) 病弱者、身体障害者、育児休業中の者等で応急活動に従事することが困難な職員
- (4) 学校勤務職員
- (5) 報道広報課職員
- (6) 区議会事務局職員
- (7) 緊急車両稼働確保を担当する総務部総務課車両計画担当職員
- (8) 災害対策本部設置準備を担当する各部庶務担当課庶務係職員
- (9) 応急危険度判定員として第一次判定に従事する職員
- (10) 庁舎施設のシステム運用のため、本庁舎その他施設に参集する職員
- (11) 庁舎施設の機能保持のため、本庁舎に参集する職員
- (12) 医療機関との連絡調整のため、本庁舎に参集する衛生部職員
- (13) 危機管理体制のため、足立清掃事務所の作業及び機械運転に係る職員
- (14) 危機管理体制のため、区の各施設に参集する職員
- (15) 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第2号）に基づき派遣されている職員

(緊対本部以外の職員)

第9条 夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の地震が5弱以上を観測した場合又は区が設置した震度計が5弱以上を記録した場合における緊対本部に属さない職員は、次に掲げる事項を担任するものとする。

- (1) 災害対策本部長、副本部長、本部員及び副本部員（緊対本部長を除く。）は、災害対策本部室（本庁舎中央館8階）に参集すること。
- (2) 第一次非常配備態勢職員（部長級、課長級、各部庶務担当職員のうち部長が指定する者その他災害対策本部長が必要とする者）は職場に参集すること。
- (3) 前2号以外の全職員は、各自災害に関する情報を収集して参集に備え、非常配備態勢の指令に従うこと。

2 前項の規定にかかわらず、前項第3号の職員は、夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が6弱以上を観測した場合又は区が設置した震度計が6弱以上を記録した場合は、非常配備態勢の指令を待たず、あらゆる手段を利用して職場に参集することとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない平常時における訓練等については、必要に応じ区長の指示により実施するものとする。

2 每年度4月1日現在の参集場所職員名簿を災害対策課において作成し、該当職員、所属長及び区民事務所長に通知するものとする。

付 則

この要綱は、昭和63年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則 (21足総災発第141号 平成21年4月28日 危機管理室長決定)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (22足総災発第71号 平成22年4月19日 危機管理室長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則 (23足総災発第62号 平成23年6月29日 危機管理室長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (24足総災発第699号 平成24年8月9日 危機管理室長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則 (26足総災発第146号 平成26年4月16日 危機管理室長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則 (29足危危発第444号 平成29年7月14日 危機管理部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (2足危災発第133号 令和2年4月10日 危機管理部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則 (2足危災発第2690号 令和3年3月3日 危機管理部長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

参考場所	管轄地域
千住庁舎	千住東1・2丁目、千住曙町、千住旭町、千住大川町、千住河原町 千住寿町、千住桜木1・2丁目、千住関屋町、千住龍田町 千住橋戸町、千住緑町1~3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町 千住1~5丁目、千住中居町、千住仲町、日ノ出町、柳原1・2丁目
江北区民事務所	扇2丁目、江北1~5丁目、鹿浜1丁目、椿1丁目 堀之内1・2丁目
江南区民事務所	小台1・2丁目、宮城1・2丁目
新田区民事務所	新田1~3丁目
興本区民事務所	扇1・3丁目、興野1・2丁目、本木1・2丁目、本木東町 本木西町、本木南町、本木北町、西新井本町3~5丁目
梅田区民事務所	梅田1~8丁目、梅島1・3丁目、関原1~3丁目 西新井栄町1丁目
中央本町区民事務所	青井1~6丁目、足立1~4丁目、梅島2丁目、弘道1・2丁目 中央本町1~5丁目、西綾瀬1~4丁目、平野1・2丁目
東綾瀬区民事務所	綾瀬1~7丁目、加平1丁目、東綾瀬1~3丁目、谷中1・2丁目 東和1・3・5丁目
中川区民事務所	東和2・4丁目、中川1~5丁目
佐野区民事務所	大谷田1~5丁目、加平2・3丁目、北加平町、佐野1・2丁目 神明南1・2丁目、神明1~3丁目、辰沼1・2丁目 六木1~4丁目、谷中3~5丁目
保塚区民事務所	西加平1・2丁目、一ツ家1~4丁目、東保木間1・2丁目 平野3丁目、東六月町、保木間1・2丁目、保塚町 南花畠1~3丁目、六町1~4丁目
花畠区民事務所	花畠1~8丁目、保木間3~5丁目、南花畠4・5丁目
竹の塚区民事務所	栗原1・2丁目、島根1~4丁目、竹の塚1~7丁目 西保木間1~4丁目、六月1~3丁目
西新井区民事務所	栗原3・4丁目、西新井1~7丁目、西新井本町1・2丁目、 西新井栄町2・3丁目
伊興区民事務所	伊興1~5丁目、伊興本町1・2丁目、西伊興1~4丁目、西伊興町、 西竹の塚1・2丁目、東伊興1~4丁目
鹿浜区民事務所	加賀1・2丁目、江北6・7丁目、椿2丁目 皿沼1~3丁目、鹿浜2~8丁目、谷在家1~3丁目
舍人区民事務所	入谷1~9丁目、入谷町、古千谷1・2丁目、古千谷本町1~4丁目 舍人1~6丁目、舍人町、舍人公園

備考 上記区域は、この要綱に基づく参考場所における管轄区域であり、区民事務所の管轄区域とは一部異なる。

第73 足立区防災会議委員名簿

令和3年7月現在

機関名	役職名	氏名
	足立区長	近藤 やよい
区民委員	足立区町会・自治会連合会会长	羽住 奎
	足立区町会・自治会連合会女性部部長	上野 須美代
民生・児童委員	民生・児童委員協議会会长職務代理	野辺 陽子
	足立区議會議員	新井 ひでお
	足立区議會議員	おぐら 修平
	足立区議會議員	はたの 昭彦
	足立区議會議員	石毛 かずあき
指定地方行政機関	厚生労働省東京労働局足立労働基準監督署長	吉清水 信也
	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	岩見 洋一
	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長	早川 潤
指定行政機関	陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第5中隊長	和田 祐介
東京都	東京都第六建設事務所長	吉野 静夫
	東京都水道局足立営業所長	林 健太郎
	東京都下水道局東部第二下水道事務所長	井上 佳昭
	東京都交通局日暮里・舎人営業所長	榎本 仁
警視庁	警視庁第六方面本部長	岡部 広
	警視庁千住警察署長	張岳 義孝
	警視庁西新井警察署長	金子 登
	警視庁竹の塚警察署長	鈴木 宏昌
	警視庁綾瀬警察署長	小川 康行
東京消防庁	東京消防庁第六消防方面本部長	臼井 正人
	東京消防庁千住消防署長	堀川 勝央
	東京消防庁足立消防署長	楳野 稔
	東京消防庁西新井消防署長	石井 里史
消防団	千住消防団長	星 和良
	足立消防団長	宇佐美 康臣
	西新井消防団長	田口 治雄
	日本郵便(株)足立郵便局長	古川 師史
	日本郵便(株)足立北郵便局長	高橋 周
	日本郵便(株)足立西郵便局長	原田 恵美
	東日本電信電話(株)東京事業部東京東支店長	小野 義臣
	東京電力パワーグリッド(株)上野支社長	城宝 直人

機関名	役職名	氏名
指定公共機関及び 指定地方公共機関	東京ガス(株)東部導管事業部東部計画推進部長	岡野 俊也
	東日本旅客鉄道(株)北千住駅長	窪田 雅樹
	東京地下鉄(株)北千住駅務管区長	田口 清陽
	東武鉄道(株)東武北千住駅長	堀江 通永
	京成電鉄(株)千住大橋駅長	大竹 博文
	首都圏新都市鉄道(株)北千住駅務管理所長	吉原 忠昭
	東武バスセントラル(株)足立営業事務所長	荒井 直人
	国際興業グループ(株)赤羽営業所長	萩原 理之
	首都高速道路(株)東京東局土木保全部長	波津久 毅彦
	一般社団法人 足立区医師会会长	高田 潤
	公益社団法人東京都足立区歯科医師会会长	佐藤 和義
	一般社団法人足立区薬剤師会災害対策副委員長	飯泉 千春
	公益社団法人東京都獣医師会足立副支部長	磯 洋一
	一般社団法人東京都トラック協会足立支部長	吉本 商一
足立区	足立区副区長	長谷川 勝美
	足立区副区長	工藤 信
	足立区教育長	大山 日出夫
	足立区政策経営部長	勝田 実
	足立区総務部長	松野 美幸
	足立区危機管理部長	依田 保
	足立区施設營繕部長	稻本 望
	足立区民部長	鈴木 伝一
	足立区地域のちから推進部長	久米 浩一
	足立区産業経済部長	吉田 厚子
	足立区福祉部長	中村 明慶
	足立区衛生部長	馬場 優子
	足立区環境部長	須藤 純二
	足立区都市建設部長	犬童 尚
	足立区会計管理室長	大澤 弘昌
	足立区教育委員会教育指導部長	荒井 広幸
	足立区教育委員会学校運営部長	川口 弘
	足立区教育委員会子ども家庭部長	上遠野 葉子
	足立区議会事務局長	金子 敬一

第74 協定・連絡先一覧

令和3年4月1日現在

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
0-1	東京都災害対策本部	総合防災部 防災対策課長	TEL:03-5388-2458	都無線 5221	本部長 (区長)

《相互応援》一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
1-1	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	各区防災担当部署	—	—	本部長 (区長)
1-2	新潟県魚沼市	総務政策部 防災安全課	TEL:025-792-9214 FAX:025-792-9500		本部長 (区長)
1-3	栃木県鹿沼市	危機管理課 危機管理係	TEL:0289-63-2158 FAX:0289-63-2143	夜間休日 TEL 0289-64-2111	本部長 (区長)
1-4	千葉県鋸南町	総務企画課 防災担当	TEL:0470-55-4801 FAX:0470-55-1342		本部長 (区長)
1-5	栃木県那須塩原市	総務課危機対策 放射能対策室	TEL:0287-62-7150 FAX:0287-62-7220		本部長 (区長)
1-6	埼玉県八潮市	生活安全部 危機管理防災課	TEL:048-996-2868 FAX:048-995-7367	勤務時間外 048-996-2111	本部長 (区長)
1-7	栃木県日光市	総務課 防災対策係	TEL:0288-21-5166 FAX:0288-21-5137	夜間休日 0288-22-1111	本部長 (区長)
1-8	山梨県山中湖村	総務課	TEL:0555-62-1111 FAX:0555-62-3088		本部長 (区長)
1-9	千葉県富津市	総務部 防災安全課	TEL:0439-80-1266 FAX:0439-80-1350	夜間 0439-80-1222	本部長 (区長)
1-10	長野県山ノ内町	総務課庶務文書 係・危機管理室	TEL:0269-33-3111 FAX:0269-33-4527		本部長 (区長)
1-11	埼玉県川口市	危機管理部 防災課	TEL:048-242-6358 FAX:048-257-3535		本部長 (区長)
1-12	埼玉県草加市	市長室 危機管理課	TEL:048-922-0151 FAX:048-922-6591		本部長 (区長)
1-13	埼玉県蕨市	市民生活部 安全安心推進課	TEL:048-433-7755 FAX:048-433-7491		本部長 (区長)
1-14	埼玉県戸田市	危機管理防災課	TEL:048-441-1800 FAX:048-433-2200		本部長 (区長)
1-15	福島県相馬市	総務部 地域防災対策室	TEL:0244-37-2121 FAX:0244-35-4196		本部長 (区長)

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
1-16	宮城県美里町	防災管財課	TEL:0229-33-2142 FAX:0229-33-2319		本部長 (区長)
1-17	岐阜県多治見市	企画部企画防災 課防災グループ	TEL:0572-22-1378 FAX:0572-24-0621	夜間休日 TEL 0572-22-1111	本部長 (区長)
1-18	環境自治体会議	事務局長	TEL:03-3263-9206 FAX:03-3263-9175		本部長 (区長)
1-19	茨城県下妻市	総務部 消防交通課	TEL:0296-43-2119 FAX:0296-43-4214		本部長 (区長)

《医療救護》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
2-1	足立区医師会	理事	TEL:03-3840-2111 FAX:03-3840-0202	無線 326	衛生部長
2-2	東京都柔道整復師会 足立支部	支部長	TEL:03-3888-0144 FAX:03-3888-0144		衛生部長
2-3	足立区歯科医師会	専務理事	TEL:03-3850-6488 FAX:03-3850-6488	無線 374	衛生部長
2-4	足立区薬剤師会	防災副委員長	TEL:090-3046-3067 FAX:03-5813-8934	無線 321	衛生部長
2-5	東京都獣医師会 足立支部	防災部会長	TEL:03-5691-1222		衛生部長
2-6	株式会社星医療酸器 東京事業所	所長	TEL:03-3899-8855 FAX:03-3899-5661	無線 373	福祉部長
2-7	アルフレッサ株式会社	足立支店	TEL:03-3884-2211 FAX:03-3884-5599		衛生部長
2-8	株式会社スズケン	城北第一支店	TEL:03-3848-3411 FAX:03-3848-3412		衛生部長
2-9	株式会社メディセオ		TEL:03-3517-5935 FAX:03-3517-5011		衛生部長
2-10	東邦薬品株式会社	足立営業所	TEL:03-3899-5171 FAX:03-3857-2192		衛生部長
2-11	愛里病院		TEL:03-3888-7721	無線 330	衛生部長
2-12	足立東部病院		TEL:03-3880-1221	無線 337	衛生部長
2-13	綾瀬循環器病院		TEL:03-3605-2811	無線 340	衛生部長
2-14	いづみ記念病院		TEL:03-5888-2111	無線 350	衛生部長
2-15	梅田病院		TEL:03-3840-4511	無線 335	衛生部長
2-16	大高病院		TEL:03-5856-7319	無線 511	衛生部長
2-17	敬仁病院		TEL:03-3913-3106	無線 333	衛生部長

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
2-18	下井病院		TEL:03-3620-8811	無線 339	衛生部長
2-19	勝樂堂病院		TEL:03-3881-0137	無線 512	衛生部長
2-20	舍人病院		TEL:03-3854-4111	無線 347	衛生部長
2-21	苑田第一病院		TEL:03-3850-5721	無線 344	衛生部長
2-22	苑田第三病院		TEL:03-5837-5111	無線 513	衛生部長
2-23	東京洪誠病院		TEL:03-5888-9880	無線 521	衛生部長
2-24	等潤病院		TEL:03-3850-8711	無線 343	衛生部長
2-25	東和病院		TEL:03-3629-8111	無線 341	衛生部長
2-26	西新井病院		TEL:03-3840-7111	無線 334	衛生部長
2-27	博慈会記念総合病院		TEL:03-3899-1311	無線 348	衛生部長
2-28	水野記念病院		TEL:03-3898-8080	無線 346	衛生部長
2-29	柳原病院		TEL:03-3882-1928	無線 606	衛生部長

《応急対策》一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
3-1	足立建設業協会	災害対策委員長	TEL:03-3879-5613 FAX:03-3882-7201	無線 322	都市建設部長
3-2	株式会社セレスボ ⁹	東京支店長	TEL:03-5974-5555 FAX:03-5394-7654		本部長 (区長)
3-3	東京都管工事工業協同組合 足立支部	支部長	TEL:03-3886-1704 FAX:03-3886-9333		都市建設部長
3-4	株式会社似鳥工務店	総括部長	TEL:03-3899-5662 FAX:03-3899-6420		都市建設部長
3-5	足立区電気工事業協会	技術委員長	TEL:03-3899-6254 FAX:03-3897-2609		都市建設部長
3-6	首都圏建設産業ユニオン 城北 支部	執行委員長	TEL:03-3888-2595 FAX:03-3881-3496		都市建設部長
3-7	社会福祉法人足立区社会福祉協議会	事務局長	TEL:03-3880-5740 FAX:03-3880-5697	無線 379	本部長 (区長)
3-8	東京土建一般労働組合 足立支部	書記長	TEL:03-5848-5011 FAX:03-5845-5014		都市建設部長
3-9	足立管工設備協力会	東京セントラルヒーティング工業 会長	TEL:03-5686-1238 FAX:03-3858-8858		都市建設部長
3-10	東京都電気工事工業組合 足立地区本部	本部長	TEL:03-3883-7677 FAX:03-3883-8417		都市建設部長
3-11	株式会社アクティオ	外環ブロック 足立営業所	TEL:048-929-1411 FAX:048-928-4554		本部長 (区長)
3-12	公益社団法人	支部長	TEL:03-6331-4310		本部長

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
	東京都隊友会足立支部				(区長)
3-13	東京都印刷工業組合 足立支部	支部長	TEL:03-3899-7427 FAX:03-3899-7425		都市建設部 長
3-14	足立管工事業協同組合	理事長	TEL:03-3883-9675 FAX:03-3883-9687		都市建設部 長
3-15	公益財団法人 東京都公園協会 舍人公園サービスセンター	サービスセンタ 一長	TEL:03-3857-2308 FAX:03-3857-6798	無線 375	本部長 (区長)
3-16	株式会社 機電サービス	本部長	TEL:03-3897-1111 FAX:03-3853-2413		本部長 (区長)
3-17	足立成和信用金庫	総務部長	TEL:03-3882-3221 FAX:03-3882-3307		本部長 (区長)
3-18	公益社団法人 東京青年会議所 足立区委員会	委員長	TEL:070-4204-7912 FAX:03-5276-6160		本部長 (区長)
3-19	足立建物サービス株式会社	代表取締役	TEL:03-5856-8817 FAX:03-5856-8917		都市建設部 長
3-20	足立解体防災協力会	副会長	TEL:03-3853-6430 FAX:03-3853-6431		都市建設部 長

《食料対策》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
4-1	東京都米穀小売商業組合 足立支部	支部長	TEL:03-3886-5086 FAX:03-3886-2131		総務部長
4-2	足立区麵類組合連合会	支部長	TEL:03-3889-6538		総務部長
4-3	東京スマイル農業協同組合経済 営農指導部		TEL:03-5680-8953 FAX:03-5680-8948		総務部長
4-4	パルシステム生活協同組合連合会・生活協同組合パルシステム東京	総務部主任	TEL:03-6233-7600 FAX:03-3232-2581		総務部長

《物資供給関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
5-1	足立区商店街振興組合連合会	事務局長	TEL:03-3881-9121 FAX:03-3881-9123		産業経済部 長
5-2	株式会社サンベルクス	総務部 課長	TEL:03-3858-8719		産業経済部 長
5-3	イオンリテール株式会社(イオン 西新井店)	イオン西新井店 人事総務課長	TEL:03-3852-2839 FAX:03-3887-4482		産業経済部 長

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
5-4	株式会社イトーヨーカ堂	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 総務部涉外担当	TEL:03-6238-2104 FAX:03-6238-3490		産業経済部長
5-5	サントリービバレッジソリューション株式会社 首都圏支社	企画部企画課	TEL:03-3275-7721 FAX:03-3275-5139		総務部長
5-6	株式会社ダイエー	総務部	TEL:03-6388-7340 FAX:03-5606-6246		産業経済部長
5-7	アサヒ飲料販売株式会社 墨田支店	支店長	TEL:03-5608-5555 FAX:03-5608-5550		産業経済部長
5-8	株式会社八洋 足立営業所	西地区担当所長	TEL:03-5962-8881 FAX:03-5962-8880		産業経済部長
5-9	ロイヤルホームセンター株式会社 足立鹿浜店	店長・副店長	TEL:03-5647-5711 FAX:03-5647-5722		産業経済部長
5-10	株式会社マミーマート	総合企画室	TEL:048-654-2516 FAX:048-654-2532		産業経済部長
5-11	ミアヘルサ株式会社	食品事業部部長	TEL:03-3857-0311 FAX:03-3857-0280		産業経済部長

《燃料関係》一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
6-1	東京都L P ガス協会 足立支部	支部長	TEL:03-3890-5298 FAX:03-3854-5220		総務部長
6-2	東京都石油商業組合 足立支部	支部長	TEL:03-3850-7405 FAX:03-3858-0577		総務部長

《避難所・避難場所関係》一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
7-1	東京都立東京武道館	館長	TEL:03-5697-2115 FAX:03-5697-2117		福祉部長
7-2	東京都中央卸売市場 足立市場	場長	TEL:03-3882-4302 FAX:03-3882-4303		福祉部長
7-3	学校法人 東京朝鮮学園 東京朝鮮第四初中級学校	校長	TEL:03-3889-8321 FAX:03-3889-8323	無線 908	福祉部長
7-4	東京都立花畠学園	副校長	TEL:03-3883-7200 FAX:03-3883-7155		福祉部長
7-5	社会福祉法人聖風会 千住桜花苑	施設長	TEL:03-5244-6881 FAX:03-5244-6880		福祉部長
7-6	社会福祉法人聖風会 足立新生苑	施設長	TEL:03-3883-7946		福祉部長

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
			FAX:03-3860-0950		
7-7	社会福祉法人東京蒼生会 特別養護老人ホームさの	事業所長	TEL:03-5682-0007 FAX:03-5682-0077		福祉部長
7-8	社会福祉法人白寿会 プレミア扇	施設長	TEL:03-3890-3333 FAX:03-3890-5551		福祉部長
7-9	社会福祉法人杉の子 中央本町杉の子園	施設長	TEL:03-3886-0002 FAX:03-3886-1600		福祉部長
7-10	社会福祉法人ファミリー ハピネスあだち	施設長	TEL:03-5839-3630 FAX:03-5839-3632		福祉部長
7-11	社会福祉法人はとせふ 特別養護老人ホームはるかぜ	施設長	TEL:03-5851-7055 FAX:03-3883-8776		福祉部長
7-12	社会福祉法人健修会 イーストピア東和	施設長	TEL:03-5613-1230 FAX:03-5613-1220		福祉部長
7-13	社会福祉法人ウエルガーデン ウエルガーデン伊興園	施設長	TEL:03-5838-1500 FAX:03-5838-1501		福祉部長
7-14	医療法人財団健和会 介護老人保健施設 千寿の郷	施設長および 事務長	TEL:03-3870-4621 FAX:03-3870-5228		福祉部長
7-15	医療法人財団厚生協会 介護老人保健施設 足立老人ケアセンター	施設長および 事務長	TEL:03-5686-3965 FAX:03-5831-2246		福祉部長
7-16	医療法人社団福寿会 介護老人保健施設 しらさぎ	施設長および 事務長	TEL:03-5681-5001 FAX:03-5681-5002		福祉部長
7-17	医療法人社団八葉会 介護老人保健施設 レーベンハウス	施設長および 事務長	TEL:03-3854-4761 FAX:03-3854-2062		福祉部長
7-18	医療法人社団成仁 成仁介護老人保健施設	施設長および 事務長	TEL:050-3734-5031 FAX:03-3605-4599		福祉部長
7-19	社会医療法人社団医善会 介護老人保健施設 いづみ	施設長および 事務長	TEL:03-5838-2277 FAX:03-5838-2278		福祉部長
7-20	医療法人社団成和会 介護老人保健施設 むくげのいえ	施設長および 事務長	TEL:03-5838-0788 FAX:03-5838-0789		福祉部長
7-21	特定医療法人大坪会 介護老人保健施設 ホスピア東和	施設長および 事務長	TEL:03-5673-3455 FAX:03-5673-3466		福祉部長
7-22	学校法人 三幸学園 東京未来大学	エンドルメント・マネジメント局長	TEL:03-5813-2525 FAX:03-5813-2529	無線 902	福祉部長
7-23	国立大学法人 東京芸術大学	千住校地事務センター事務長	TEL:050-5525-2723 FAX:03-5284-1574	無線 905	福祉部長
7-24	学校法人 足立学園	事務長	TEL:03-3888-5331 FAX:03-3888-6720		福祉部長

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備 考	要請者
7-25	学校法人 潤徳学園	事務長	TEL:03-3881-7161 FAX:03-3888-2668		福祉部長
7-26	学校法人 帝京科学大学	施設管理室長	TEL:03-6910-1010 FAX:03-6910-3800	無線 903 無線 907 (2号館)	福祉部長
7-27	東京電機大学 東京千住アネックス	総務部 (総務担当)	TEL:03-5284-5120 FAX:03-5284-5180	無線 838	福祉部長
7-28	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	住宅経営部 管理企画チーム	TEL:03-5323-2608 FAX:03-5323-2934		都市建設部長
7-29	社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園	学園長	TEL:03-3848-1190 FAX:03-3848-1191		福祉部長
7-30	東京拘置所	総務部用度課 用度課長	TEL:03-3690-6682 FAX:03-3690-6714		福祉部長
7-31	東京都住宅供給公社	調整係	TEL:03-3885-9912 FAX:03-3884-9619		—
7-32	社会福祉法人桃山福祉会 ピオーネ西新井	施設長	TEL:03-6807-1213 FAX:03-3855-1022		福祉部長
7-33	社会福祉法人奉優会 奉優の家	施設長および 事務課長	TEL:03-5613-1525 FAX:03-5613-1526		福祉部長
7-34	社会福祉法人孝慈会 古千谷苑	施設長	TEL:03-3856-7257 FAX:03-3897-7237		福祉部長
7-35	社会福祉法人道心会 ケアホーム足立	施設長	TEL:03-3853-6800 FAX:03-3853-6801		福祉部長
7-36	社会福祉法人射水万葉会 足立万葉苑	施設長	TEL:03-5856-6695 FAX:03-3858-1700		福祉部長
7-37	社会医療法人社団慈生会 介護老人保健施設 イルアカーサ	施設長	TEL:03-5673-1020 FAX:03-5673-1021		福祉部長
7-38	社会福祉法人敬仁会 ル・ソラリオン綾瀬	施設長	TEL:03-5613-1176 FAX:03-5613-1187		福祉部長
7-39	社会福祉法人敬仁会 ル・ソラリオン西新井	施設長	TEL:03-3899-3005 FAX:03-3899-3085		福祉部長
7-40	社会福祉法人愛寿会 紫磨園	施設長	TEL:03-3857-4165 FAX:03-3857-8425		福祉部長
7-41	社会福祉法人長寿村 足立翔裕園	施設長	TEL:03-3855-6363 FAX:03-3855-6360		福祉部長
7-42	社会福祉法人長寿村 竹の塚翔裕園	施設長	TEL:03-5851-6050 FAX:03-5851-6055		福祉部長
7-43	社会福祉法人足立邦栄会	施設長	TEL:03-5691-7150		福祉部長

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
	特別養護老人ホーム さくら		FAX:03-5691-8147		
7-44	社会福祉法人あいのわ福祉会 舍人あかしあ園	施設長	TEL:03-3854-1741 FAX:03-3854-1742		福祉部長
7-45	社会福祉法人聖風会 花畠あすか苑	施設長	TEL:03-5856-4751 FAX:03-5856-6715		福祉部長
7-46	社会福祉法人聖風会 ゆうあいの郷 六月	施設長	TEL:03-5242-0303 FAX:03-5242-0306		福祉部長
7-47	社会福祉法人聖風会 ゆうあいの郷 扇	施設長	TEL:03-3856-1199 FAX:03-3856-1711		福祉部長
7-48	社会福祉法人清洞会 レスペート千住	施設長	TEL:03-6684-1010 FAX:03-5284-8803		福祉部長
7-49	社会福祉法人あだちの里 竹の塚福祉園・竹の塚ひまわり園	施設長	(竹の塚福祉園) TEL:03-5831-1741 FAX:03-5831-1720 (竹の塚ひまわり園) TEL:03-5831-1721 FAX:03-5831-1720		福祉部長
7-50	社会福祉法人あだちの里 綾瀬なないろ園	施設長	TEL:03-5682-0730 FAX:03-5682-0731		福祉部長
7-51	N P O 法人ソーシャルデベロップメントジャパン FLAP-YARD	施設長	TEL:03-5809-5388 FAX:03-5809-5389		福祉部長
7-52	社会福祉法人あだちの里 江北ひまわり園	施設長	TEL:03-5809-5815 FAX:03-6807-1371		福祉部長
7-53	東京都立足立特別支援学校	事務長	TEL:03-3850-6066 FAX:03-3860-3790		福祉部長
7-54	株式会社ユキ・コーポレーション	支店長	TEL:03-5284-9970 FAX:03-5284-9070		本部長 (区長)
7-55	木本製菓株式会社	支店長	TEL:03-5284-1155 FAX:03-5284-1156		本部長 (区長)
7-56	アパホテル株式会社	支店長	TEL:03-5849-6211 FAX:03-5849-6212		本部長 (区長)
7-57	株式会社ニトリホールディングス	副店長	TEL:0570-064-555 FAX:03-5845-5573		本部長 (区長)
7-58	株式会社LIXILビバ	店次長	TEL:03-5673-3211 FAX:03-5673-3215		本部長 (区長)
7-59	千住一丁目地区市街地再開発組合	理事長	TEL:03-5541-3503		本部長 (区長)
7-60	学校法人放送大学学園	事務長	TEL:03-5244-2760		本部長

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
	放送大学 東京足立学習センター		FAX:03-5244-2762		(区長)
7-61	学校法人文教大学学園	法人事務局	TEL:03-5686-8577		本部長 (区長)

《情報提供関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
8-1	日本郵便株式会社足立郵便局		TEL:03-3881-2600	無線 370	総務部長
8-2	日本郵便株式会社足立北郵便局		TEL:03-3884-1031	無線 371	総務部長
8-3	日本郵便株式会社足立西郵便局		TEL:03-3896-2122	無線 372	総務部長
8-4	特定非営利活動法人 デフ・サポート足立	理事長	TEL:03-5856-4818 FAX:03-5856-4818	旧足立区ろう 者福祉推進合 同委員会	福祉部長
8-5	株式会社 ジュピターテレコム	千葉メディア センター足立 事務所	TEL:03-5680-8516 FAX:03-5680-7078		広報室長
8-6	株式会社ジェイコム東京足立局	地域プロデュ ーサー	TEL:03-5680-8409 FAX:03-5680-2857	無線 381	広報室長
8-7	ヤフー株式会社		TEL:03-6898-5312		広報室長
8-8	東電タウンプランニング株式会 社 東京営業部	営業サポートグル ープマネージャー	TEL:03-6372-4300 FAX:03-6372-4302		広報室長
8-9	株式会社 ドローン・フロンティア		TEL:03-5284-7594 FAX:03-5539-4289		広報室長

《生活支援関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
9-1	株式会社正丸組	代表	TEL:03-3899-5647 FAX:03-3899-1724		環境部長
9-2	東武清掃株式会社	代表	TEL:03-3899-2004 FAX:03-3897-7967		環境部長
9-3	東栄興業株式会社	代表	TEL:03-3897-8606 FAX:03-3857-6247		環境部長
9-4	株式会社丸三興業	代表	TEL:03-3849-6321 FAX:03-3849-6337		環境部長
9-5	鹿浜興業株式会社	代表	TEL:03-3897-1326 FAX:03-3897-1355		環境部長
9-6	有限会社環境衛生協会	代表	TEL:03-3605-3328 FAX:03-3605-3396		環境部長
9-7	東京都理容生活衛生同業組合	支部長	TEL:03-3898-7301		福祉部長

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備 考	要請者
	足立支部		FAX:03-3898-7301		
9-8	東京都公衆浴場業 生活衛生同業組合 足立支部	支部長	TEL:03-3886-5230 FAX:03-3886-5284		衛生部長
9-9	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	小川畠店代表	TEL:03-3605-6285 FAX:03-3605-6285		本部長 (区長)
9-10	特定非営利活動法人ボランタリ一・アーキテクツ・ネットワーク	事務局長	TEL:03-3324-6760 FAX:03-3324-6789		本部長 (区長)
9-11	東京都行政書士会 足立支部	支部長	TEL:03-5680-2882 FAX:03-5680-2782		総務部長

《輸送関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備 考	要請者
10-1	一般社団法人 東京都トラック協会 足立支部	事務長	TEL:03-5242-5431 FAX:03-5242-5918	無線 320	区民部長
10-2	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 東京支部	東京支部長	TEL:03-5829-5993 FAX:03-5829-5994		区民部長
10-3	足立貨物運送事業協同組合	事務長	TEL:03-5242-5431 FAX:03-5242-5918		区民部長
10-4	一般社団法人 全国靈柩車自動車協会	東京都靈柩自動車協会長	TEL:03-3353-9729 FAX:03-3341-6786		地域のちから推進部長
10-5	東京福祉バス株式会社	営業部長	TEL:03-3806-4895 FAX:03-3806-6512		地域のちから推進部長
10-6	アカギヘリコプター株式会社	営業部営業2課	TEL:03-3522-1701 FAX:03-3522-1705		本部長 (区長)
10-7	トヨタモビリティ東京株式会社	CSR推進部コンソラインス推進室長	TEL:03-5439-2410		本部長 (区長)
10-8	株式会社 平成エンタープライズ	運行統括本部長取締役	TEL:048-487-7289 FAX:048-487-7406		区民部長
10-9	一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会足立支部	足立支部長	TEL:03-3881-0181		区民部長
10-10	太成倉庫株式会社	総務部長	TEL:03-3888-4141		区民部長
10-11	ふじ交通 (有)	営業所長	TEL:03-3857-0777 FAX:03-3857-2666		区民部長
10-12	株式会社アシスト	旅客事業部長	TEL:03-5242-0823 FAX:03-5242-0822		区民部長
10-13	有限会社ドリームインキュベーター	営業部長	TEL:03-5837-3388 FAX:03-5837-3389		区民部長
10-14	ヤマト運輸株式会社	人事総務課長	TEL:03-5656-2604		区民部長

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
	城北主管支店				
10-15	山手観光自動車株式会社	足立営業所長	TEL:03-5839-0175 FAX:03-5839-0176		区民部長
10-16	株式会社 I K E D A コーポレーション	代表取締役	TEL:03-3860-2688 FAX:03-3860-2733		区民部長
10-17	東京ワーナー観光株式会社		TEL:03-3850-5757 FAX:03-3850-5787		区民部長
10-18	伊澤造船(株)、千住大橋 入舟、 大同造船(株)・高林産業(株)、千住警察署		伊澤造船 TEL:03-3888-7466 入舟 TEL:03-3806-4444 大同造船 TEL:03-3888-6521 高林産業 TEL:03-3888-9233		本部長 (区長)

《帰宅困難者対策関係》一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電話	備考	要請者
11-1	栗駒電気工事株式会社	総務部長	TEL:03-5681-0031 FAX:03-5681-0036		本部長 (区長)
11-2	パルシステム生活協同組合連合会 生活協同組合パルシステム 東京	足立センター 活動長	TEL:03-3887-8117 FAX:03-3887-8877		本部長 (区長)
11-3	一般財団法人 海外産業人材育成協会	東京研修センター 研修支援グループ長	TEL:03-3888-8230 FAX:03-3882-3817		本部長 (区長)
11-4	医療法人社団 德耀会	総務部企画室長	TEL:03-3605-1094 FAX:03-3605-1092		本部長 (区長)
11-5	株式会社スギモト ホールディングス	総務部	TEL:03-3884-2421 FAX:03-3859-2616		本部長 (区長)
11-6	東京電機大学 東京千住キャンパス	総務部 (総務担当)	TEL:03-5284-5120 FAX:03-5284-5180	無線 904	本部長 (区長)
11-7	株式会社 コンチエルト	コンサートホール事業部長	TEL:03-3988-9673		本部長 (区長)
11-8	鈴木通信建設株式会社	営業本部長	TEL:03-5686-0771 FAX:03-3850-0853		本部長 (区長)
11-9	宗教法人 善立寺	代表役員	TEL:03-3886-1367 FAX:03-3886-8252		本部長 (区長)